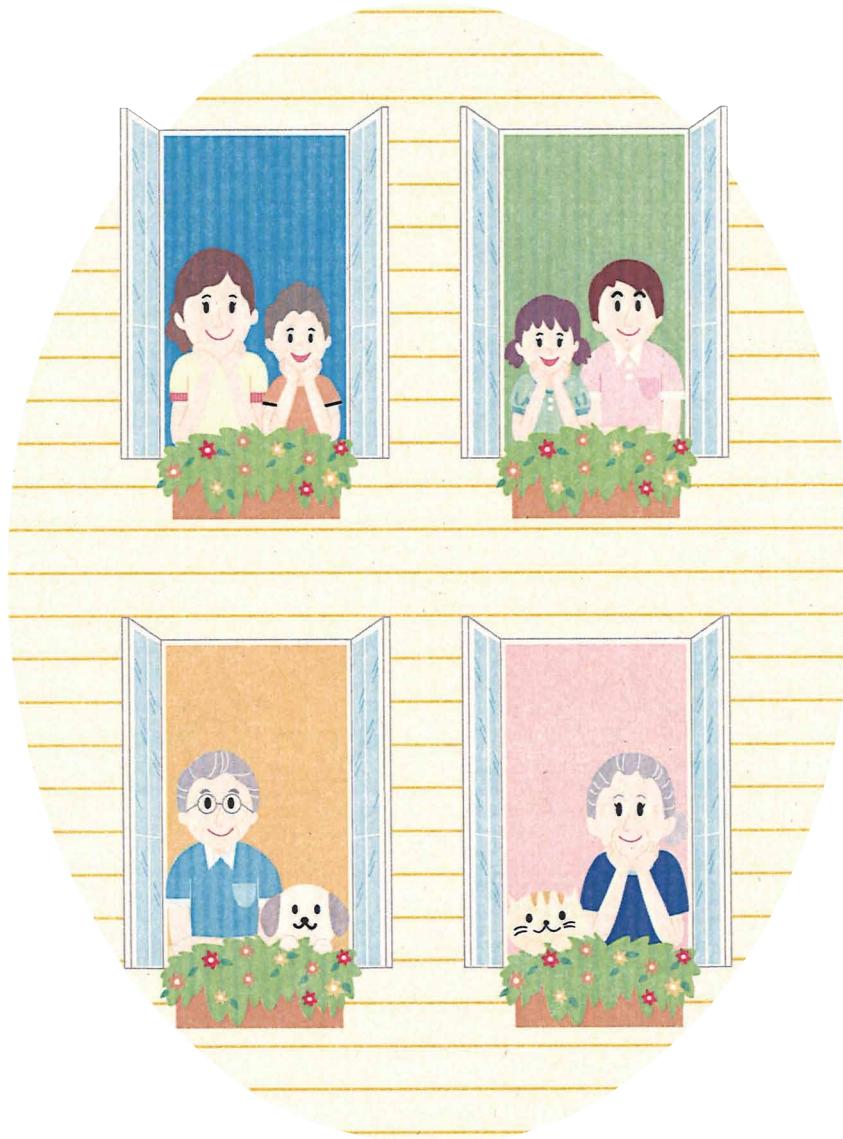


障害厚生年金 障害基礎年金

を受けられる方へ

2つ以上の年金を受けられるようになったとき



1人で2つ以上の年金を受けられるようになったときは、ご本人の選択によりいずれか1つの年金を受けることになります。

このリーフレットでは、障害厚生年金／障害基礎年金を受けられる方の他の年金との選択、併給の仕組みを説明しています。

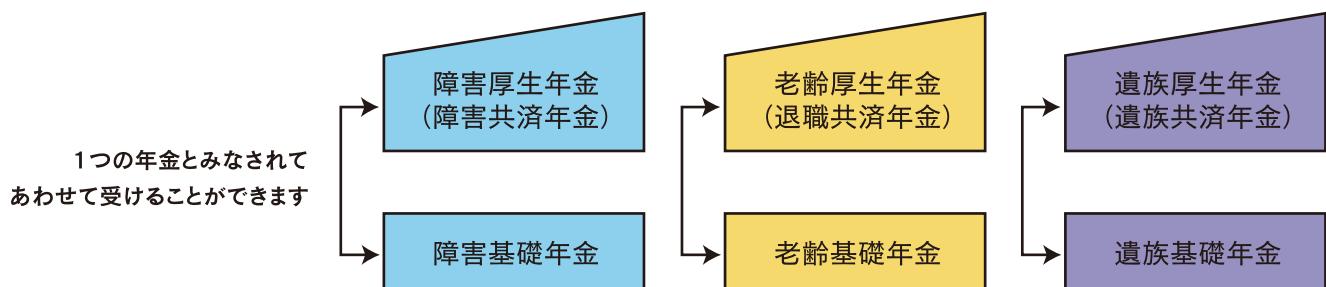
他の年金を受ける権利ができたとき、また選択替えなどの手続きの際にご活用ください。

1人1年金が原則です

公的年金では国民年金、厚生年金保険、共済組合等から、2つ以上の年金を受けられるようになったときは、いずれか1つの年金を選択することになります。

国民年金は全国民に共通の基礎年金が支払われ、厚生年金保険と共に支払われる制度です。この制度により支払われる〔障害基礎年金と障害厚生年金〕、〔老齢基礎年金と老齢厚生年金〕、〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕などは、同じ事由で支払われるため、1つの年金とみなされ、あわせて受けることができます。

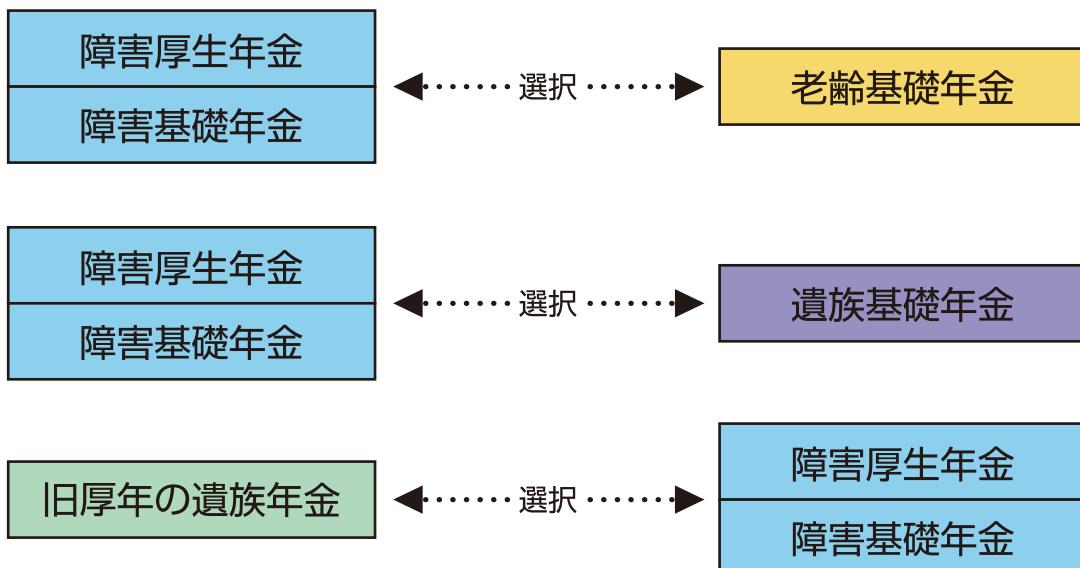
ただし、特例的に2つ以上の年金が受けられることがあります。



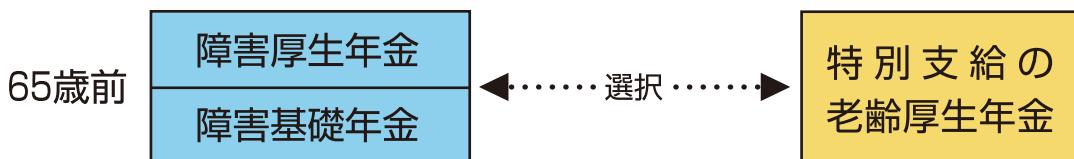
支給事由が異なる2つ以上の年金はいずれか1つを選択することになります

支給事由が異なる2つ以上の年金を受けられるときには、ご本人がいずれか1つの年金を選択することになります。

(例)



また、今まで〔障害基礎年金と障害厚生年金〕を受けていた方が、60歳になって特別支給の老齢厚生年金などを受けられるようになったときには、障害給付と老齢給付をあわせて受けることはできませんので、いずれかを選択することになります。



障害基礎年金と障害厚生年金を受けている方が新たに障害の年金を受けられるようになったとき

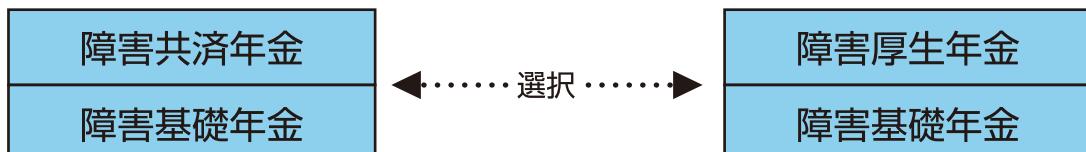
障害基礎年金を受けている方が別の傷病で障害基礎年金を受けられる程度の障害になったときは、2つの障害をあわせた障害の程度により1つの障害基礎年金を受けることになります。なお、上乗せの障害厚生年金を受けている場合は、2つの障害をあわせた障害の程度により〔障害基礎年金と障害厚生年金〕を受けることになります。



※2級の障害年金を受けている方が新たに2級の障害年金を受けられるようになり、2つの障害をあわせた障害の程度により1級の障害年金を受けられるときの事例です。

〔障害基礎年金と障害共済年金〕を受けている方が新たに〔障害基礎年金と障害厚生年金〕を受けられるようになったとき

〔障害基礎年金と障害共済年金〕を受けている方が、厚生年金保険に加入中の傷病で〔障害基礎年金と障害厚生年金〕を受けられるようになったときは、障害厚生年金と障害共済年金はあわせて受けられることはできませんので、いずれかを選択することになります。



2つ以上の年金を受けられる方の特例

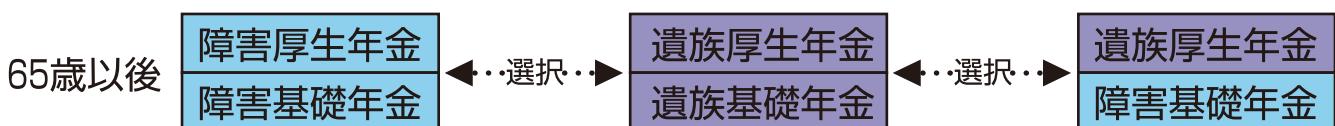
障害基礎年金と老齢厚生年金

障害基礎年金を受けている方が、〔老齢基礎年金と老齢厚生年金〕を受けられるようになったときは、障害基礎年金と老齢基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、65歳以後障害基礎年金と老齢厚生年金はあわせて受けることができ、次の図のいずれかの組合せを選択することになります。



障害基礎年金と遺族厚生年金

障害基礎年金を受けている方が、遺族厚生年金を受けられるようになったときは、65歳以後あわせて受けることができます。この特例は〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕を受けられる方にも適用され、次の図のいずれかの組合せを選択することになります。



障害給付と業務上の給付はあわせて受けられます

労働者災害補償保険法(労災法)による給付や昭和61年改正後の新船員保険法から支払われる年金など業務上の災害による給付と〔障害基礎年金と障害厚生年金〕はあわせて受けることができます。

ただし、同じ業務上の災害によって〔障害基礎年金と障害厚生年金〕と労災法による給付等を受けるときは、〔障害基礎年金と障害厚生年金〕は全額支払われ、労災法による給付等の一部が支払われます。

また、同じ業務上の災害によって〔障害基礎年金と障害厚生年金〕と労働基準法による障害補償を受けるときは、〔障害基礎年金と障害厚生年金〕は6年間支給停止になり、7年目から支払われます。

「年金受給選択申出書」を提出するとき

年金を2つ以上受けられるときの手続き

年金は、受ける条件が揃ったときに、ご本人が年金の請求をして、初めて支払われることになります。

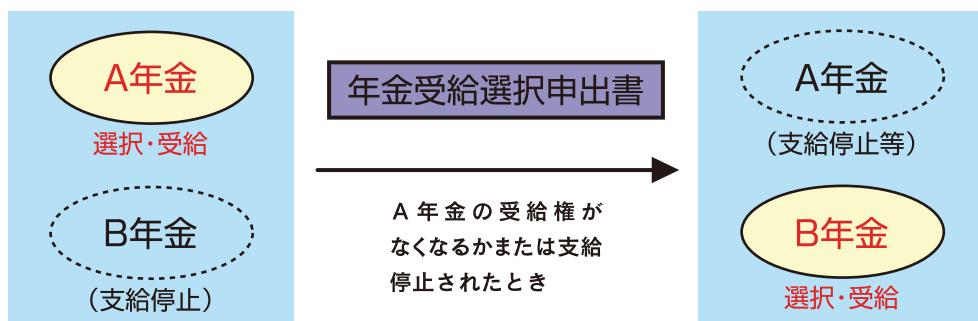
現在受けている年金を引き続き受ける場合でも、新たに受けられるようになった年金の請求は必ず行なってください。そして、2つの年金のうちのどちらかを受ける選択の手続きをしてください。「年金受給選択申出書」の用紙は年金事務所または年金相談センターにあります。

なお、選択しない年金は支給停止されるだけで、受ける権利はそのまま残されることになっています。

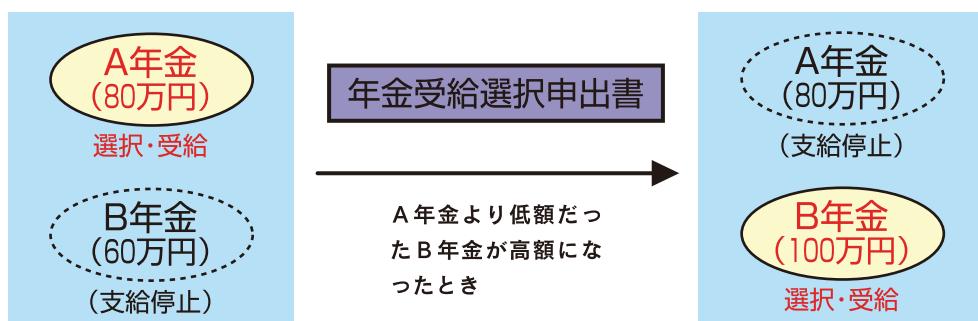


支給停止された年金は

選択していた年金を受ける権利を失ったり、支給が停止されたときには、新たに選択替えの手続きをして、支給停止になっていた年金の支給停止の解除の請求ができます。



また、選択している年金より支給停止中の年金額が高額になったときなども、新たに選択替えの手続きをして、支給停止になっていた年金の支給停止の解除の請求ができます。



障害厚生年金／障害基礎年金を受けている方が 新たに他の年金を受けられる場合の併給早見表

⊖=選択 ☆=併給 △=併合認定

	新国民年金法					新厚生年金保険法				新共済(組合)法			
	老 齢 基 礎 年 金	老 齢 基 礎 年 金	障 害 基 礎 年 金	遺 族 基 礎 年 金	寡 婦 年 金	老 特 別 厚 支 生 年 金 の 給 付	老 齡 厚 生 年 金	障 害 厚 生 年 金	遺 族 厚 生 年 金	退 特 職 別 共 支 給 年 金 の 給 付	退 職 共 支 給 年 金	障 害 共 支 給 年 金	遺 族 共 支 給 年 金
障害基礎年金	⊖	⊖	△ (注1)	⊖	⊖	⊖ (注2)	☆	同一支 給事由 ☆ 上記 以外 ⊖	65歳 未満 ⊖ 65歳 以上 ☆	⊖	☆	同一支 給事由 ☆ 上記 以外 ⊖	65歳 未満 ⊖ 65歳 以上 ☆
障害厚生年金	⊖	⊖	同一支 給事由 上記 以外 ⊖	⊖	⊖	⊖ (注2)	⊖	共に 2級以上 上記 以外 ⊖	⊖	⊖	⊖	⊖	⊖

(注1) 2つの障害をあわせた障害の程度により障害基礎年金を受けるときは、前から受けていた障害基礎年金を受ける権利はなくなります。

(注2)

昭和16年4月2日から昭和36年4月1日生まれの方（女性は5年遅れ）で、厚生年金保険の被保険者でなく、障害等級が1級から3級に該当するときは、65歳に到達するまでの間、報酬比例部分に定額部分をあわせた額の特別支給の老齢厚生年金の支給を受けられる特例があります。

この特例による特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者になるか、障害の状態が3級に該当しなくなると、その期間は定額部分の支給が停止されます。

詳しくは、お近くの年金事務所または年金相談センターの窓口でご相談のうえ「厚生年金保険障害者特例・繰上げ調整額請求書（繰上げ調整額停止事由消滅届）」をご提出ください。

（診断書が必要となる場合があります）

○特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

生 年 月 日*	報酬比例部分 支給開始年齢	定額部分 支給開始年齢
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日 (昭和21年4月2日～昭和23年4月1日)	60歳	61歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日 (昭和23年4月2日～昭和25年4月1日)	60歳	62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日 (昭和25年4月2日～昭和27年4月1日)	60歳	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日 (昭和27年4月2日～昭和29年4月1日)	60歳	64歳
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 (昭和29年4月2日～昭和33年4月1日)	60歳	—
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 (昭和33年4月2日～昭和35年4月1日)	61歳	—
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 (昭和35年4月2日～昭和37年4月1日)	62歳	—
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 (昭和37年4月2日～昭和39年4月1日)	63歳	—
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 (昭和39年4月2日～昭和41年4月1日)	64歳	—

* ()内は、日本年金機構からの老齢厚生年金を受け取れる方で、その方が女性である場合の生年月日になります。

旧国民年金、旧厚生年金保険、旧船員保険および旧共済組合から年金を受けている方が障害厚生年金／障害基礎年金を受ける場合の併給早見表

⊖=選択 △=併合認定

	旧国民年金法							旧厚生年金保険法			旧船員保険法※		
	老齢(通算老齢)年金	障害年金	母子(準母子)年金	遺児年金	寡婦年金	障害基礎年金(福祉裁定替)(注)	遺族基礎年金(福祉裁定替)(注)	老齢(通算老齢)年金	障害年金	遺族(通算遺族)年金	老齢(通算老齢)年金	障害年金	遺族(通算遺族)年金
障害基礎年金	⊖	△	⊖	⊖	⊖	△	⊖	⊖	旧障害△ 2級以上	⊖	⊖	旧障害△ 2級以上	⊖
障害厚生年金	⊖	障⑩ 2級以上△ 障⑩ 3級⊖	⊖	⊖	⊖	障⑩ 2級以上△ 障⑩ 3級⊖	⊖	⊖	共に△ 2級以上	⊖	⊖	共に△ 2級以上	⊖

※旧船員保険法による給付については職務上の給付を除いています。

	旧共済組合法		
	老齢(通算退職)年金	障害年金	遺族(通算遺族)年金
障害基礎年金	⊖	旧障害△ 2級以上 旧障害⊖ 3級	⊖
障害厚生年金	⊖	共に△ 2級以上 上記以外⊖	⊖

(注) 昭和61年4月1日に障害福祉年金から裁定替になった障害基礎年金、または母子福祉年金・準母子福祉年金から裁定替になった遺族基礎年金については、新法による併給調整の規定のほか、旧国民年金法などによる併給調整の規定によって支給の調整が行われることになっています。

